

学校事業所等水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

学校事業所等水道条例施行規則の一部を改正する規則

学校事業所等水道条例施行規則（昭和34年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質検査)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、次に掲げる事項について受けるものとする。ただし、給水開始後3月ごとに1回以上受ける検査については、第2号に掲げる事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物（海水を原水とする場合を除く。）、四塩化炭素、1.4-ジオキサン、<u>1.1-ジクロロエチレン</u>、シス-1.2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、（4S.4a S.8a R）-オクタヒドロ-4.8a-ジメチルナフタレン-4a（2H）-オール（別名ジェオスミン）、1.2.7.7-テトラメチルピシクロ〔2.2.1〕ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）、非イオン界面活性剤並びにフェノール類</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、次に掲げる事項について受けるものとする。ただし、給水開始後3月ごとに1回以上受ける検査については、第2号に掲げる事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物（海水を原水とする場合を除く。）、四塩化炭素、1.4-ジオキサン、シス-1.2-ジクロロエチレン<u>及びトランス-1.2-ジクロロエチレン</u>、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、（4S.4a S.8a R）-オクタヒドロ-4.8a-ジメチルナフタレン-4a（2H）-オール（別名ジェオスミン）、1.2.7.7-テトラメチルピシクロ〔2.2.1〕ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）、非イオン界面活性剤並びにフェノール類</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の学校事業所等水道条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に開始される水質検査について適用し、同日前に開始された水質検査については、なお従前の例による。